

2. 預貯金の払い戻し制度の創設 (民909条の2：2019.7.1施行)

2. 預貯金の払い戻し制度の創設（民909条の2：2019.7.1施行）

預貯金が遺産分割の対象となる場合、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払い戻しを受けることができるようになりました。

(1) 改正前（旧規定）

遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払い戻しができませんでした。

そのため、葬儀費用や病院、施設等の支払は、**遺産分割が終了するまでは、被相続人の預金払い戻しができませんでした。**

(2) 改正後（新規定）

遺産分割における公平性を図りつつ、遺産分割前でも相続人の資金需要に対応できるよう、預貯金の払い戻し制度を設けた。

- ① 家庭裁判所の判断を経ずに払い戻しが受けられる制度の創設遺産の属する預貯金債権のうち、一定額については、単独で払い戻しを認めるようにする。

《単独で払い戻しできる額》

・ 相続開始時の預貯金債権額 × $1/3$ × 法定相続分

(例) 預貯金600万円、相続人：子ども2人のみ

$600万円 \times 1/3 \times 1/2 = 100万円$ まで払い戻し可

*但し、1つの金融機関から払い戻しを受けられるのは150万円まで

- ② 遺産分割の審判事件を本案とする保全処分

遺産分割の審判又は調停の申し立てがあった場合において、仮払いの必要性があると認められる時は、他の相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められる。